

本人の同意による優生手術の選択肢の比較

	考え方	メリット	デメリット
A 案 全て削除して自由化	自己の同意で行う不妊手術は、他人や胎児を害するものではないから、個人の自由と医学の判断にまかせて法律では立ち入らないこととする。	思想・宗教・倫理上の様々な考え方があることに対しては、個々人の判断に委ねるとし、議論に立ち入らないようにできる。 自由化論者からは支持される改正案。	①人間の生殖機能に人為で手を加えることは不適切とする議論、②自由化すると出生率の低下を促進するのではないかとする議論、③自由化すると性風俗が乱れるのではないかとする議論が生じうる。
B 案 本人と配偶者の同意、及び術式の規制は残す	Aと同様な考え方に立ちつつ、本人と配偶者の同意は法律上明確に担保し、また、不適切な術式は規制して本人を保護する	手続的な規制は残す中間的な改正案。 Aと同様のメリットは、概ね維持される。 なお、障害者に対して介護上の都合から、生理を止めるための子宮摘出手術が行われている、という批判に対しても、引き続きこれを違法とできる	何らかの規制は残されるものの、現行よりも広くなるため、Aと同様の議論は生じうる。
C 案 実施できる場合の要件の規制として4・5号を残す	今回の改正は優生思想の規定を削除することであるから、その部分を削除する改正にとどめる	優生思想の規定を削る以外は、考え方の変更をしないということで説明が一貫する	現行よりも狭くなるため、自由化論者からは、そもそも規制していることに批判が生じる。 胎児の生命尊重の観点がある中絶規制と異なり、規制理由の説明が難しい。 現行でも1号・2号は年間数十件は行われており、遺伝の理由によるものを法的に封じて良いものかどうか。